

議案第79号

山辺広域行政事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定に基づき山辺広域行政事務組合規約を次のとおり変更したいので、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成20年12月4日提出

天理市長 南 佳 策

山辺広域行政事務組合規約の一部を変更する規約

山辺広域行政事務組合規約（平成2年4月1日奈良県指令地第1号）の一部を次のように変更する。

第14条中「出資総額相当額」を「出資金総額相当額」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により組合市町村の議会の議決を得た場合は、この限りでない。

第14条に次の1項を加える。

- 2 前項ただし書の場合において、基金のうち組合市町村からの出資金総額相当額を除く金額については、奈良県と協議の上、これを処分することができる。

附 則

この規約は、奈良県知事の許可の日から施行する。